

# 2021年12月定例会 本会議一般質問と当局答弁

2021年12月3日(金) 15:15

## ◎高橋都議員の一般質問(60分)

1. 区分見直しについて
2. コロナ禍における事業者支援について
3. 門司港地域複合公共施設整備事業について
4. 高齢者福祉乗車券の実施について



## 高橋都議員への答弁と再質問 音声をもとに党市議員団で要約したものです

- 北橋市長〔区域区分の見直しについて〕  
〔門司港地域複合公共施設整備事業について〕
- 産業経済局長〔コロナ禍における事業者支援：支援金の支給の迅速化について〕
- 財政局長〔国に対しコロナ関連給付金を非課税とするよう求めることについて〕  
〔インボイス制度を中止するよう国に求めることについて〕  
〔早急に国に対して消費税5%への減税を求めることについて〕
- 保健福祉局長〔高齢者福祉乗車券の実施について〕
- 高橋議員〔高齢者福祉乗車券について〕  
〔門司港複合公共施設の整備事業について〕
- 企画調整局長
- 高橋議員
- 企画調整局長
- 高橋議員〔事業者支援について〕  
〔区域区分の見直しについて〕
- 建築都市局長
- 高橋議員
- 建築都市局長
- 高橋議員
- 建築都市局長
- 高橋議員
- 建築都市局長
- 高橋議員
- 建築都市局長

- 高橋議員
- 建築都市局長
- 高橋議員
- 建築都市局長
- 高橋議員
- 建築都市局長
- 高橋議員
- 建築都市局長
- 高橋議員
- 建築都市局長
- 高橋議員
- 建築都市局長
- 高橋議員

### 〔区域区分の見直しについて〕

本市が2018年度から取り組んでいる区域区分の見直しは、市街化区域内の災害の恐れや人口密度の低下などが見込まれる斜面地などを市街化調整区域として新たな住宅開発を抑制することを目的として進められています。

説明会が先行実施された八幡東区では、約5400世帯を対象に約50回にわたって説明会が行われ、「評価額が2800万円の土地を800万円で売ることになった。」「新聞報道で既に風評被害が出ている。」「土地を担保に銀行とローンを組めなくなる。」「転居に対する補償はないのか」等、多くの不安と不満の声が上がっています。しかし、市は「現状では補償は考えていない。決定ではない」といいつつ、すでに不利益が生じることも分かっているながら、この計画を進めようとしています。これを財産権の侵害と言わずに何とこののですか。一度逆線引きされ資産価値の下がったところは例え線引きしなおしても元に戻るとは限りません。地権者が受けた損害に対する責任を重く受け止めるべきです。地権者からの意見書は賛成1割、反対6割と反対の意見が大きく上回り、見直しの白紙撤回を求める陳情も出されています。

わが党は、2021年1月14日「市街化区域から市街化調整区域への区域区分見直しを、いったん白紙に戻すこと」「関係住民とよく話し合い、合意の上での安心安全のまちづくりをすすめること」を求め市長に申し入れを行いました。

現在各区で行われている市民説明会ではどこも疑問や意見、怒りの声までが上がっており、この計画がいかに強引で拙速であるかがわかります。

そこで、3点お尋ねします。

1点目に、早急にすべての地権者に知らせ、意見を聞くべきです。

校区の説明会は回覧板や戸別配布で知らせていますが、回覧板などは町内会に入っていない地権者や市外の地権者は確認できません。ホームページ、市政だより、市民センター掲示もありません。実際、現在でも、候補地になっていることを知らない地権者の方もおられます。全ての校区説明会終了後に個々の地権者に説明するとのことですが、それでは遅すぎます。地権者への説明が最も重要で優先されるべきです。早急に対象になっている全ての地権者に文書で知らせ、1人1人丁寧に説明をし、意見を聞くべきです。また、校区説明会が来年2月頃までかかる予定の中、意見書の提出締め切りを来年3月末で切り、令和5年度の都市計画審議会で決定するのは拙速すぎます。もっと慎重に、丁寧に意見聴取を行っていくべきです。答弁を求めます。 ①

2点目に強引で拙速な見直し計画だということです。

都市計画審議会の委員より「逆線を引くと資産価値が下がるのではないかという不安があると思う」「市街化調整区域に入ると土地が売れない、相続の問題も考えないといけない」とする意見や、建設建築委員会で「住み替えを希望する居住者には、住み替えがスムーズにできるよう、既存施策を活用し、可能な限り支援を進める必要がある。今後国の動向を注視し、新たな支援策等の取組が必要」とする課題が示されています。

なぜ本市は都市計画審議会や建設建築委員会の意見も聞かず、補償も支援策も講じないまま、強引に計画を進めるのですか。答弁を求めます。 ②

3点目に合意形成が図られない場合は計画を白紙に戻すべきです。

北九州市区域区分の見直し基本方針P43には「見直しの流れで地域との協議に於いて地域の合意形成が図られない場合は市街化区域を維持」とあります。

9月議会で私は「住民の合意が得られなければ白紙に戻すべき」と求めましたが、局長が答弁したような「合意形成が図られない地域があったとしても、総合的に判断」でできるような裁量はないはずです。

まちづくりは市民合意が基本です。基本方針に明記されているように合意形成が図られない場合は白紙に戻すべきです。答弁を求めます。 ③

### 〔コロナ禍における事業者支援について〕

長引くコロナ禍で10月14日、福岡コロナ警報の解除に伴い時短要請も解除され、街中

に少しずつ人が戻り始めたように感じますが、中小事業者にとっては厳しい状況が続いています。長期にわたる休業・時短要請が影響し、解除後も元のようにお客さんは戻っていません。継続する経営難に、支援金の支給を急いでほしいと訴えています。

そこで4点お尋ねします。

1点目に支援金の支給の遅れについてです。

全国では一時・月次支援金をめぐり、実態を無視した審査と「不備」を指摘するメールが繰り返され、支給されない事態が続く、所謂「不備ループ」が20回以上に上る事業者もいると聞いています。

また、本市の支援金支給も同様に遅れています。本市の5月から10月までの月次支援金の申請は11月29日現在で15,398件。そのうち審査済みの事業者はまだ5,758件37.4%です。10月分の申請は来年1月までなので、さらに増えると考えられます。支給遅延は、不備の多い申請と人員不足が原因として挙げられます。10月13日付けで人員を25人から56人に強化し、11月からさらに72人に増員していますが、民間にほぼ丸投げの体制は変わらず、遅れは解消していません。苦しむ中小事業者を支えるために一日も早い支給が必要です。国の一時・月次支援金の審査の改善を国に求めるとともに、本市も審査を民間任せにせず、責任をもって迅速化を図るべきです。答弁を求めます。④

2点目に支援を受けた事業者の税金、各種保険料の負担軽減措置についてです。

コロナ禍での減収で国や自治体から受け取った持続化給付金や協力金、一時・月次支援金は所得として課税対象になっています。

しかし、これらの給付金は、もともと固定費を補助することなどを目的に実施されたものであり、給付を受けたことによって利益が発生することは制度設計上、想定されていないはずで、給付金を所得として課税対象とすることは制度の趣旨に反しています。

フランスでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業等に対する支援措置として非課税にし、アメリカでも非課税としています。

また、昨年実施された持続化給付金の扱いについて厚生労働省は、生活保護を受給している自営業者が、持続化給付金を自立更生のために充てる場合は、「収入として認定しないこと」と通知しています。

協力金を受けた事業者の方から、「これで少しは生き延びることができそうだったと思うが、税金で3割以上持っていかれる。この先、コロナの影響がいつまで続くかわからないのに、返せと言われていたようなものだ。」と不安と不満の声が寄せられています。

課税所得を算定基礎とする、市県民税・事業税・国民健康保険料・保育料等も増額となり、ますます生活を圧迫します。

地方税法第6条は、「地方団体は、公益上その他の事由により課税を不相当とする場合においては、課税しないことができる」と定めています。地域経済を支える中小業者を支援することが公益にかなうものとして、国に対し、コロナ関連給付金を非課税とするよう求めるべきです。答弁を求めます。 ⑤

3点目に「インボイス制度」中止についてです。

2023年10月から実施されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）は全国500万もの免税事業者の営業の自由すら奪いかねない制度です。インボイスを発行するためには、課税事業者として登録が必要となり、登録がない事業者は取引から排除されます。免税事業者は廃業か課税事業者かの選択を迫られています。全商連・2021年下期営業動向調査では4割の免税事業者が「取引先から課税業者になるよう要請され、消費税負担が増える。」と答え、「廃業も考えている」と答えた免税事業者が28%に上るといわれています。事業者の99%をしめる中小事業者を税制でつぶすことがあってはなりません。中小事業者を苦しめるインボイス制度を中止するよう、国に求めるべきです。答弁を求めます。 ⑥

4点目に消費税減税についてです。

コロナ禍で減収を余儀なくされた多くの方や事業者など所得が低いほど、消費税の負担が重くのしかかっています。世界ではコロナ禍に於いて62か国が何らかの形で消費税の減税を行っています。埼玉県議会はじめ地方議会でも消費税減税を求める意見書採択が広がっています。

中小業者は経営と雇用を守るため必死の努力を続けています。コロナが終息しても景気を悪化させてきた消費税率がそのままでは、生業の回復は見込めません。消費税減税は強力に消費を喚起し、地域経済の再生につながります。大企業や富裕層への応能負担による財源確保で消費税減税は実現できます。

早急に国に対して消費税5%への減税を求めるべきです。答弁を求めます。 ⑦

次に門司港地域複合公共施設についてお尋ねします。

門司区役所・市民会館・生涯学習センター、図書館等を門司港駅付近に集約する事業で、増額が見込まれる整備費の減額に向け基本設計の検証業務を行っています。検証業務の進捗状況をお尋ねします。 ⑧

これまでも再三にわたって課題提起してきた、交通渋滞・高潮時の浸水問題・JRとの土地問題等は解決にはいたっていません。検証業務の終了後に地元説明会と公共事業評価事前評価2においてパブリックコメントを実施するとしていますが、これまでに行われたパブリ

ックコメントでの市民意見は基本計画にはいかされていません。これから出される意見は、計画にどう反映されていくのでしょうか。答弁を求めます。 ⑨

### 〔タクシーにも使える高齢者福祉乗車券の実施〕

多くの高齢者の方から、タクシーにも使える福祉乗車券を作ってほしいとの要望が寄せられ、昨年の9月議会時点で2万1933筆だった高齢者福祉乗車券の実施を求める請願署名は今なお増え続けています。本市の高齢化率は20政令市中トップであり、高齢者運転の交通事故が頻発する中で、免許証返納も増えており、ますます高齢者の移動を支援する取組が求められています。

本市のおでかけ交通やお買い物バスは地域が限られており、利用者も限定されるため、広く高齢者を支援できているとは言えません。

これまでわが党の高齢者福祉乗車券実施の質問に対して、市長は「高齢者の生活交通に関しては、関係部局間で連携を図り、北九州市環境首都総合交通戦略の会議においても議論していく」と答弁されています。7月12日に開かれたその会議において、初めて高齢者の生活支援や外出支援が議論されました。交通施策と高齢者施策を結びつけ、議論が始められたことは一歩前進と考えます。

会議において、高齢者の社会参加や健康づくりのための「外出する機会やきっかけ」を提供する取り組みは示されていますが、今後は、「外出・参加するための移動手段」を支援するための、交通施策と一体となった取り組みが議論されるべきであり、地域や乗り物に限定することなく、タクシーにも使える高齢者福祉乗車券の実施を求め、答弁をもとめます。⑩

## ●北橋市長

### 〔区域区分の見直しについて〕

高橋議員の質問にお答えを致します。

まず区域区分の見直しについてであります。本市では急速な人口減少、超高齢化のもとにおいても地域の活力を維持増進し、都市を持続可能なものとするため、都市計画マスタープランや北九州市立地適正化計画を策定し、コンパクトなまちづくりに取り組んできました。

このような中、平成30年7月豪雨災害では、市内で407件の崖崩れが発生しました。そのうちの7割、281件は市のエリアの1割にも満たない市街化区域の斜面地で集中して発生しました。

市としましては、このような災害から市民の命や財産を守る一環として今、直面している課題を将来に向けて拡大させないために、平成 30 年度から区域区分見直しに取り組んでおります。

区域区分の見直しは、崖崩れが発生するなど災害の危険性が高い地域や、公共交通や住宅周辺の道路状況など、利便性が低い地域、また人口密度や空き家の状況など居住状況の評価が低い地域などにおける新たな住宅開発の抑制を目的としております。

区域区分見直しのあり方につきましては、学識経験者などからなる都市計画審議会専門小委員会などで検討を重ね、令和元年 12 月に区域区分見直しの基本方針を策定しております。

また八幡東区の見直し候補地を選定致しました。昨年度末には八幡東区以外の 6 つの区の見直し候補地を公表し、コロナ禍の状況を踏まえながら、現在説明会を進めております。

説明会は自治会加入の地権者などを主な対象とする住民説明会と、遠方の居住者や自治会未加入者を主な対象とする地権者説明会の二段構えで実施いたします。

住民説明会の開催方法は自治会長などの地元の主な方々に相談し、自治会のご協力のもと開催案内の各戸配布や回覧などで周知しております。

また地権者の説明会は、来年 1 月以降、順次開催を予定しており、候補地の地権者全員に開催の案内を郵送します。また市政だよりやホームページなどでも周知を行います。

さらに地域要望に応じて追加で説明会を開催し、遠方の方々へも電話などでしっかり対応するなど、今後も丁寧に説明し、積極的に関係者に意見を伺ってまいります。

候補地の取り扱いであります。公表した見直し候補地は、これで決定というものではありません。市としましては住民や土地所有者に、地域コミュニティーの状況や今後の土地利用の意向などをしっかりと伺う必要があると考えております。

なお意見書は、来年 3 月末を受付期限としておりますが、各区の説明会の状況を踏まえ、適宜受付期間を柔軟に見直し、しっかりと皆様の意見を受け止めて参ります。

修正案の考え方であります。これまでに伺った意見では市街化区域への維持だけでなく、市街化調整区域への見直しの要望など様々なものがあります

そのような意見すべてを反映することは難しいわけですが、可能な限り尊重し安全性、利便性、居住状況や市街化区域の連続性などを総合的に判断した上で、見直し候補地の修正案を作成して参ります。

作成した修正案につきましては、再度皆様に説明と意見を伺い、改めて都市計画原案に反映し、その後、都市計画法に基づく縦覧や公聴会などでも意見を伺うなど、皆様との合意形成に努めながら取り組みを進めてまいります。

補償の必要性ではありますが、この取り組みにより市街化調整区域に見直された場合、土地利用は制限されるものの、引き続き居住できます。

また一定の条件下で建て替えや新築も可能であります。このように土地の効用をすべて奪うものではありません。補償が必要とは考えておりません。

住み替えの支援についてであります。またこの取り組みは積極的に住み替えを促進するものではありませんが、街中へ住み替えるにあたりましては、危険な老朽空き家の解体の補助、また災害リスクが高い地域から移転する新たな住宅建設などの補助、また、空き家取得者を対象としたリフォームの補助など、既存の支援制度の活用を検討していただきたいのです。

都市計画審議会等への説明であります。このような補償の必要性、また住み替えの支援などの考え方につきましては、都市計画審議会、専門小委員会や区域区分見直しの基本方針の策定に向けた都市計画審議会でも説明し、各会派を含めて全会一致で賛成をいただいております。

加えて新たに法改正などがなされた災害の危険性がある地域からの移転支援策、相続した土地を国庫へ帰属させる制度などについて、この取り組みでの活用を見据え、国の動きを注視しております。

本市が目指す災害に強いコンパクトなまちづくり向けまして、今後も丁寧に手続きを進めてまいります。

### 〔門司港地域複合公共施設整備事業について〕

もう一つ。門司港地域の複合公共施設についてお答えいたします。

門司港地域複合公共施設整備事業は、構想段階から自治会や施設利用団体などとの意見交換、またパブリックコメントなどを実施し、市民のご意見を取り入れながら丁寧に進めてまいりました。

具体的には、例えば基本計画策定前のパブリックコメントで頂いたご意見、例えば門司港の景観を損なわないにしてほしい、またITの進歩による世の中の変化に対応できるようにしてほしいという要望については、門司港レトロ地域の歴史的建造物に調和する外観計画や仕切りをできるだけなくすことで自由度の高い空間を確保する。こうしたように基本設計に反映させております。

検証業務の実施であります。議員ご質問の検証業務につきましては、ホールや図書館、会議室の規模や整備内容、各施設に必要な機能や役割、使い方などすでに昨年度完了した基本設計の内容を活かした上で、整備費の縮減を図ることができないか検討しておりま

す。現在の進捗であります。施設の配置や建物の構造、設備の計画などを行っている段階であり、当初の予定通り進んでおります。

この業務の中で議員の皆様からご意見を頂いていた、交通渋滞の改善や区役所の防災機能の維持についても検討しております。今後の市民意見の聴取につきましては、来年1月に検証業務が終了した後、議会への報告後、地元説明会を行うことにしております。

その後の公共事業評価事前評価2の手続きの中でパブリックコメントを実施し、その中でもご意見を伺う予定であります。こうしていただいた意見については、来年度以降に行う実施設計で、これまで同様に出来る限り対応したいと考えております。

門司港地域複合公共施設整備事業につきましては、これからも広く市民や議会の意見を取り入れ、市民から親しまれる施設となるよう事業を進めてまいります。

残余の質問は関係局長からお答えさせていただきます。

## 【コロナ禍における事業者支援について】

### ●産業経済局長

#### 〔支援金の支給の迅速化について〕

本市は国、県と連携し、売上が前年、または前々年と比べ、30%以上減少した中小事業者に対し、法人で最大月90万円、個人で最大月45万円を給付する中小事業者月次支援金を実施しています。

給付については、持続化給付金や雇用調整助成金等で発生した不正受給をふまえ、その防止に努めながら公平公正な審査を行っています。

一方で、国や本市の月次支援金の受給実績があれば、取引先情報の確認書類や役員名簿の提出を省略するなど、提出書類は最低限のものとして、申請者の負担軽減を図っています。特に提出書類に不備がなければ、概ね2週間程度での給付となるよう努めています。

しかしながら、申請書と確定申告書類等の氏名の不一致や、店舗所在地の記入漏れ、また売上台帳や振込口座など確認書類の添付漏れなどの対応に多くの時間を要し、一部給付が遅れているケースもあります。

このような状況を踏まえて現在、審査人員を72名へと大幅に増員し、申請者への電話連絡を増やすなど、改善策を講じています。

併せて国に対しても、指定都市市長会や全国知事会を通して、申請手続きの簡素化、迅速な給付を求めてきました。さらに審査事務に時間を要していました二重払いチェックの自動化も進めて、一層の審査の効率をはかっているところです。

審査は、本市の休業要請と賃借料緊急支援金や一時支援金などで実績のある民間業者に委託しています。

審査事務所には、本市課長級、係長級の職員が常駐し、懸案事項の方針決定など随時本庁部門と協議しながら迅速に対応しています。

今後も必要に応じ、国に要望を行うとともに、適宜審査の効率化を図ることで給付の迅速化に努めます。私からは以上です。

## ●財政局長

それでは私からは、事業者支援のうち国に対しコロナ関連給付金を非課税とするよう求めること、中小事業者を苦しめるインボイス制度を中止するよう国に求めること、早急に国に対して消費税5%への減税を求めること、の3つの質問について答えます。

### 〔国に対しコロナ関連給付金を非課税とするよう求めることについて〕

本市では昨年4月の臨時議会以降、当初予算及び補正予算の編成により、新型コロナウイルス感染症に対する支援策を実施し、その規模は総額で1922億円となっています。

このうち中小事業者への支援策としては、緊急事態宣言の影響により売上が減少した事業者への支援、また緊急事態宣言による休業要請等への協力事業者への支援、中小企業融資の拡充、さらに中小企業融資保証料固定など様々な対策を講じているところです。

このほかにも国、県、市による税徴収の猶予の特例や、固定資産税等の軽減措置を講じたところです。

猶予の特例の期間終了後も、期限内に納付が困難な場合は、従来の猶予制度を活用するなど、納税者の実情に応じ、柔軟かつ適切に対応することとしています。

地方税法においては、生活保護法の規定による生活扶助を受けているものや、前年の合計所得金額が一定以下のものなどに対しては、個人市民税を課することができないと規定されています。

この他にも公益上、また政策上の理由から、あるいは担税力が薄弱であるなどの理由から、所得税法等に基づき種々の所得が非課税所得とされています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症に関連して給付された特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金なども法律に基づき非課税とされたところです。

一方、例えば、事業者向けの持続化給付金は、極めて厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、用途に制約のない資金を給付するものです。

これは税務上、益金に算入されますが、損金の方が多ければ課税所得は生じず、結果的に法人税等の課税対象にはなりません。

いずれにしても、各種所得の取り扱いについては、既に国において適切に対応されていると考え、本市としてコロナ関連給付金を非課税とするよう要望することはしません。

## 〔インボイス制度を中止するよう国に求めることについて〕

インボイスとは、事業者同士の取引における売り手を、買い手に対して交付する正確な適用税率や消費税額などを伝えるための請求書、領収書などのことです。インボイス制度の導入にあたっては、事業者の準備にかかる負担を考慮し、軽減税率の実施から令和5年まで準備期間が設けられるとともに、導入から6年間、免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置も設けられています。

国においては、地方公共団体等の商工部局などを通じ、民間事業者に対してインボイス制度に関する広報・周知に精力的に取り組んでいるところで、引き続き事業者に丁寧な説明を行い、円滑な実施に努めたいと考えています。

## 〔早急に国に対して消費税5%への減税を求めることについて〕

令和元年10月に実施されました消費税率の引き上げは、社会保障の安定財源の確保と、財政健全化を同時に達成することを目的としたものです。

この引き上げに伴う増収分を活用し、幼児教育、保育の無償化や介護保険料の負担軽減の強化などを行うことし、本市としてもすでに取り組んできたところです。

現行の消費税率については、高齢化の進展や子育て環境の更なる充実に不可欠な社会保障の財源として、国において十分な議論が行われた上でのものと考えています。

従って、中小業者対策としては既存の支援策などに全力で取り組んでいることや、税率の引き下げは制度の根幹に関わることで、本市としては消費税率の引き下げの要請を国に行うことは考えていません。以上です。

## ●保健福祉局長

### 〔高齢者福祉乗車券の実施について〕

最後に私からは高齢者福祉乗車券について、北九州市環境首都創造交通戦略の会議において、移動手段支援のため交通施策と一体となった取り組みが議論されるべきであり、地域や乗り物に限定のない高齢者福祉乗車券の実施を求めるという質問です。

高齢者が生きやすい環境づくりについてですが、高齢者が住み慣れた地域において日常生活を安心して続けていく上で、外出しやすい環境を整えることが重要です。

そのため日常生活圏域での高齢者の生活支援や社会参加、健康づくりが図られるよう、地域が主体となって買い物支援を行う「買い物応援ネットワーク」、または身近な地域交流の場となります「高齢者サロン」の立上げ支援、そしてまた市民センターを拠点とした健康づくり事業—これは「地域でゴーゴー健康づくり」—などの事業に取り組んでいるところです。

一方、本市では公共交通空白地域における高齢者などの生活交通を確保するため、おでかけ交通に取り組み、将来的にも持続可能なものとするため、支援制度の拡充を行ってきました。

さらに市営バスにおいては、大型バスが運行できない高台地区の方々の買い物や、通院の手段を確保するため今年度、お買い物バスの運行コースを拡充しました。

北九州市環境首都総合交通戦略推進連絡会について、でございます。この北九州市環境首都総合交通戦略の会議においては、たとえば、高齢者の健康づくりといった新たな観点から議論することを歓迎する意見が多かったところです。

また交通施策を議論する会議において、高齢者福祉の視点を加えることで、公共交通空白地域における交通手段のあり方など、高齢者が外出しやすい環境づくりに向けた議論が深まっていくものと考えています。

議員ご提案の高齢者福祉乗車券については、これまでも地域における高齢者の生活支援の充実や公共交通を中心とした生活交通の確保に努めてきたところで、高齢者に対して一律に乗車券を交付する考えはありません。以上です。

## ■高橋議員

### 〔高齢者福祉乗車券について〕

最初に高齢者福祉乗車券の件についてです。

先程、おでかけ交通や市営バス、またお買い物バスのことを言われていますが、地域が限られている。やっぱりそれが問題かなっていうのがあります。それと乗り物もそういう風になっている。やはり「タクシーでも使える」というところがネックです。誰でも、どこでも、ということです。私の住んでいる門司には、市営バスは走っていません。おでかけコースも一部だけです。その方がバス停までが行けない、そして車も返納しているということで、大変困っているといわれていました。生活のこともあります。そのことによつて、外出する機会がまた少なくなる。家計に響くということも言われていました。

今回、北九州市の環境首都総合交通戦略の会議で、これが議論されたことは、本当にいいことですが、先ほども申しましたように、その機会を作ることはいいのですが、そこに行く手段としてやはり公共交通という意味で、政策を進めていただきたいというふうに思います。これを要望とさせていただきます。

### 〔門司港複合公共施設の整備事業について〕

次に、門司港地域の複合公共施設の整備事業についてお尋ねいたします。

今、検証業務中ということですが、問題点がいくつもありますね。その中で配置を考えると、か、というようなことも言われました。高潮時の浸水地域問題でも、今の異常気象の中で、浸水した時の緊急の場合の対策はどうするのか、と聞いたときに、2階以上に（配備する）、というようなこと言われました。しかし今の異常気象の中で、ツバルですかね、この島国は海水（面）の上昇によって、水没するかもしれない。その恐れがあると言われる中で、今までの浸水が4 ㍍ それではそのままの想定で行なっているのかっていうことですねあなたに建設する計画だからこそ、今考えるべきではないかと思います。

津波の浸水で静岡の病院が今、工事を中断しているというお話を聞きました。焼津の市役所も浸水問題で、今までは一階まではいいと思っていたのが、2階まで、7 ㍍まで上げなければならないのか、というような問題もあることも知りました。

そういう問題を考えると、やはりこの場所が問題ではないかなと思います。配置を考えるのであれば、まず場所の問題から考えるべきではないかなと思うのですが、その点についてどう考えでしょうか。

## ●企画調整局長

まず高潮浸水想定区域の考え方ですが、ツバルがすでにそういった状況にあるということと、私承知しています。今回の高潮浸水想定区域については、議員も承知のことだとは存じますが、これまでの日本が経験したことが、最大級で最強の地震（台風？）が、どこにも上陸して勢力を弱めることなく、直接上陸してかつ大潮の時間帯にやってくる、ということで、本当にものすごく、五百年から数千年に一度ぐらいの、すごく高度なリスクを想定した想定区域となっていると承知しています。

ただ、そうは言いながらも、この温暖化の時代ですので、そこを見据えた上で、現在完了しています基本設計の中でも、先ほど議員もおっしゃいました3 ㍍かから5 ㍍ ぐらいの浸水があったことを想定して、それでも庁舎の機能は維持できるということで、基本設計をおいています。

ただし、今回検証業務の中で最低限それを維持する。さらにそれ以上の対策ができることがないかについて、今検証業務を行っています。その中で場所を変えるということについては、これまでも申し上げてきましたが、公共交通の利便性、それから周辺商業施設への好影響、それからあの2万平米の延床（面積）になりますが、すべて予定されている施設が配置できる敷地を確保するところ、そういった様々な選択するとき、考慮するべきところをこれまでも丁寧に皆様に、説明しながら合意形成を図りながら決めてきたところでして、場所を変えることは考えていません。

## ■高橋議員

今のご意見ですが、商業施設での影響といいます、全部が門司港駅の近辺に集中すると、回遊性というものがないですね。事業評価の中でも、それは△になっていましたし、A、B、どちらにするか、片方がバツで、もう一方が三角ということで、それが見込まれるとは到底考えられないです。今の位置の方がまだ回遊性はあるのではないかと、ということ指摘しておきます。

平成30年3月に北九州市の都市計画マスタープランの中に、都市計画の基本方針の中で、地域主導での街づくりを実現するために、行政主導の街づくりから脱却し、市民みずからが街づくりに主体的に関わっていく仕組みや環境整備を進めます、というのを、北九州市が出しているんですね。

ですから、行政主導ではなくて市民の声を活かす、市民がみずから、街づくりに関わっていく。この方針からしても、検証業務の完成前にやはり市民の意見を聞く場を設けるべきではないかと考えるのですが、その点についていかがでしょうか。

## ●企画調整局長

まず、この事業については、これまで合計で79回の市民説明を、大規模なものから小規模のものまで開催して、255団体1658人のご意見を聞きながら進めてきました。それからその反映状況については、先程、市長の答弁にあったものはほんの一例ですが、我々は出来る限りのことをやってきたつもりです。これからも市民のご意見を聞きながら、できるだけそれを反映できるように努めていきたいと思っています。

検証業務の市民の意見聴取については、原案ができないと中から中の意見聴取になってしまうので、原案ができた後に、説明して意見を賜りたいと考えています。

## ■高橋議員

それではですね、検証業務が進んでその後に、意見、パブリックコメントそれぞれになるとは思いますが、その意見を生かした事業になるということですよ。

今までに出した意見の中で、この場所が悪いのではないかと、駅のすぐ横では静かな環境ではないのではないかと、回遊性がないとか、いろいろな意見が出たかと思うのです。賛成、反対あるかもしれませんが、その意見の中で、私からいえば、都合のいいように、ここでありきで進んでいるようにしか考えられない。

意見がどのように反映されるか、これをしっかりと。今はもう進んでいますが、市民の意見をしっかりと聞いていただきたい。反映していただきたいということを要望しておきます。

## 〔事業者支援について〕

いままで事業所支援を行ってきた、と言われました。申請があつて2週間程度でこれが支給されると言つたのですが、私どもの所に、5月、6月、7月分の支援金ですね。月次支援金は9月30日が締め切りだつたと思うのですが、申請した方が未だにおりない。これは美容室の方ですけど、もう2カ月経ってるんですね。そういう方もおられるということです。やはり、しっかりと寄り添って頂きたい。そういう状態があるということを知っていただきたいというふうに思います。

それとですね、いろんなメニューがあるかと思います。税制の問題になりますので、市から市民の状況をしっかりと伝えていただいて、消費税の減税なり、インボイスなり、事業者寄り添った、このコロナ禍を乗り切るためにもやはり重要なことだと思つたので、ぜひそれを支えていただきたいと思います。

今政府は、事業者の支援として、今回打ち上げたものがありますね、経済支援です。事業復活支援金です。これも年間売上高が1億円未満の事業者は最大で100万円、個人事業主は50万円ですね。昨年実施された持続化給付金に比べて給付金が半額になってます。

首相は前回並みと言つていますが、これは前回並みではありません。対象が11月から5月までの5カ月です。ちょうど、緊急事態宣言が終わつた後から、ということになるかなと思うんですけど、やはりこの緊急事態宣言の中で、大変苦しんでいます。そんな方たちを支援する、寄り添うという気持ちがあるのか。そういうことを感じます。

それが出来ない部分、市がそこをしっかりと補っていく。そんな市政であつてほしいと思います。これは要望としておきます。

## 〔区域区分の見直しについて〕

それでは時間まで区域区分の見直しについてお尋ねしたいと思います。

まず東区ですけれども、先行して行われました（説明会）、土地所有者5168人に対して542人の説明会に参加されたということです。約1割ですね。

今その修正案を作成しているということなんですけれども、この中で地権者には郵送ですべての方にお知らせしたんでしょうか。それについてお答えください。

### ●建築都市局長

八幡東区の場合、対象となっているところの登記簿を全て取り寄せて、それで地権者全部把握しました。把握した地権者に対して全部郵送してます。

## ■高橋議員

それでは、意見書は5月末で締め切ったかと思うんですね。167件出てるということなんですけれども、これは郵送で返ってきた分と、この所有者に説明をしたその方達の全てを合わせて167件でよかったですでしょうか。

## ●建築都市局長

その通りです。今も五月雨式に届いていますけども、締め切っていますので、そこで取りまとめとしています。

## ■高橋議員

意見書をもとに今、修正案を作っているということなんですが、それをさらに、八幡東区の方たちに説明会を開くということですよ。

それに対してまたさらにその意見を聞いて、それをまた皆さんに説明をして、それをまた意見を出していただく。それを繰り返す、ということでもいいのかどうか。それを示して、それで終わりってことではないですよ。

## ●建築都市局長

今、私ども皆さんに意見をいただいて、修正案を作っていて、それをお示ししようとしています。それをお示した時に、また説明をします。住民の方、権利者の方、それぞれですね。それに対してまた私どもが、ご意見を承ります。その意見を承った意見をもとに最終的な原案を作って、その原案に対してまた皆様の意見とかを伺った上で、都市計画手続きに行くということになります。

## ■高橋議員

では、修正案を示して意見を聞いて、そしてまたそれを活かす、ということでもう一回意見を聞く、ということでもいいんですね。その修正案に対して意見を聞いてそれでまた作り直すということでもいいですね。

## ●建築都市局長

おそらく私の言ってることと議員がおっしゃっていることと、同じだと思いますが（議長、確認意見使われていいですよ）。いっぺん、私どもが意見を聞いて修正案を示します

よね。それに対して、もういっぺん、意見を聞くんですね、ということでもよろしいでしょうか。

### ■高橋議員

ですから、修正案を出しますよね。そしてまた皆さんに示しますね。その時にまた意見が出ますね。これでは納得できないとか。その意見をまた反映するかどうか、ということです。

### ●建築都市局長

その意見を反映して原案を作ります。

### ■高橋議員

はい、よろしいです。その意見なんですけど、それを今後、都市計画審議会にかけるといことなんですけど、今回の八幡東区で最終的にはまだ意見書がきていると言ってますけれども、今年の1月29日が最後の説明会があったと思うんです。それで締め切りが5月31日ということでした。約4カ月間あるんです。今、6区でやっていますけれども、今、10月末で約110回、3000人の方に意見を聞いているということですが、これは何割ぐらいになりますかね。2割ぐらいはいつているんですかね。もっといつていますかね。

そういうような状況なんですけれども、その中で、1月2月に郵送しておくということですね。それから意見書を集めるということですね。3月では拙速過ぎるということで、先ほど言われましたが、柔軟に対応するということですね、この締め切りは。ということは、3月で締め切らないということでもよろしいのでしょうか。

### ●建築都市局長

それは説明会の状況によりますけども、そこでたくさんのご意見を頂いたり、再度説明を求められたりとか、いろんなまだそんな意見がたくさん出そうな感じだったらとか、最終的に説明がすべて同じ時期に終わるわけではありません。

終わるのがだんだん遅れてくると、一律に3月末で切るのはちょっと乱暴かなという気がしていますので、そこは柔軟に対応したいと、思っています。

### ■高橋議員

では3月末で切らないということでもよろしいですね。

### ●建築都市局長

切る場合もあります。ただそこは柔軟に対応します。

## ■高橋議員

終わらなくても切るといことですか、説明会が。

## ●建築都市局長

状況に応じて、です。終わらなければ、当然切りませんし、終われば切る場合もあります。3月で切らない、ということではなくて、3月で切ると申し上げていますけれども、状況に応じて柔軟に対応させていただく。5月になるかもしれません。その場の状況に応じて、対応したいと思います。

## ■高橋議員

今回の説明会、私も何か所か、行かせていただいています。一回の説明では分からないという高齢者の方がたくさんおられます。子どもにちゃんと話さないといけないとか、家族と相談するとか、そういう方もおられます。

とにかくこれは大きな問題なんです。自分一人でいいですよなんてことは言えないと思いますね、家族で。先祖からもらった土地のような方もたくさんおられるかと思ひます。

こんな短い期間で、これを決定するということ、また再度修正案とは言われますけれども、やはり説明会の中で徹底して、ちゃんと説明をしていかないと、郵送して戻ってきた方というのは、当然遅れるし、直接説明を受けられない方も中におられるかと思ひます。

そういった方は、窓口でちゃんと丁寧に説明する、そういったところを作るとか、そういう方法もとっていかないといけないと思ひます。本当に丁寧にと言うのなら、そういう手段を取るべきだと思ひますが、それはいかがですか。

## ●建築都市局長

市長の答弁にもありましたとおり、遠方でこちらに來れない土地の地権者さん、そういう方もおられます。そういった場合には、電話連絡でもちゃんと相手方に我々の計画なり、考え方を伝えし、先様のご意見を承るそういった体制は取ろうと思ひてます。

相手方にお知らせするデバイスと言うか、そういったものはホームページだとか、Dボタンであるだとか、いろんなあらゆる広報手段を使って、広報、PRしていききたいと思ひています。

## ■高橋議員

このようにまだまだ、この自分の家が対象になっているということを知らないって方もたくさんおられます。そういった方に全てに知らせるということが重要なかなと思いますので、その意見を聞くには、余裕は持ってしていくということと、意見を一つひとつ聞いていくということが大事なことだと思いますので、期間の延長、延長っていうか、すべての方に知っていただいて、その意見を集める上でも3月で切らないということを要望しておきます。

次に線引きの基準なんですけれども、今回、災害の恐れというのが、土砂災害区域ですね、計画にも入っていないのに、なぜかっていう方もおられます。もちろんイエローゾーン、レッドゾーンの地図と一緒に重ならない部分も随分あると思うんですね。平地で、それこそ県道沿いのバス道路で、平地で家もたくさんあって交通の便も良いのに、何でここが対象になるのかっていう、そのような方もおられます。そして道一本で、隣と線引きされているという方もおられます。

そんな時に、一次選定、二次選定というのしてると思うんですけれども、これは現地調査を行ったと言っていましたね。実際に見に行かれたかと思うんですけれども、実際にそこが危険な区域、地盤調査までおこなったんでしょうか。

## ●建築都市局長

地盤調査までは行なっていません。現地の状況を見まして、例えばその擁壁でしっかり押さえられてるとか、そういった状況であるかどうか。それから斜面地であっても勾配がどの程度なのか、それから石とかそういったものが流れ出ている形跡があるかどうか、人が入り込めるような地形であるかどうか。そういったところを皆さんから意見を伺ったところ、すべてチェックに回っていますので、時間がちょっとかかっています。申し訳ございません。

## ■高橋議員

このことによってですね、また修正案が出て、今度、線が引き直った。そのことで町内の中で、地域で分断が起きると言う方もおられます。

ですから、こうしたことをなぜ考えなかったのか、ということをおっしゃいます。

それと資産の減額は否定できない。意見は修正案に反映すると言われました。不動産関係に周知すると言ってますけど、1回、線引きをし直したら、もし直したとしても、価値はまた元に戻るとは考えられません。

補償の必要はないと先ほどいわれましたが、これは大きな失策ではないか。勇み足ではないかと私は思います。

反対がこれだけ大きな声、怒号まで上がっております。中には、反対がどのくらいあれば白紙になるという声もあります。その辺のことを対象になった方の生の声を聞いていただきたい。線を引かれた人たちの痛みがわかりますかと職員に詰め寄った方もいます。

実際にこういったことが起きているということを、しっかりと考えていただきたいと思います。白紙撤回求めます。以上です。